

NJ 素流協 News

平成22年 2月28日 第62号

平成22年2月28日発行・発行所 ノースジャパン素材流通協同組合 〒020-0024 盛岡市菜園1丁目3-6 (農林会館9階)
 TEL 019(652)7227 / FAX 019(654)8533 / <http://www.soryukyo.or.jp/index.html>

森林・林業再生プラン

「コンクリート社会から木の社会へ」

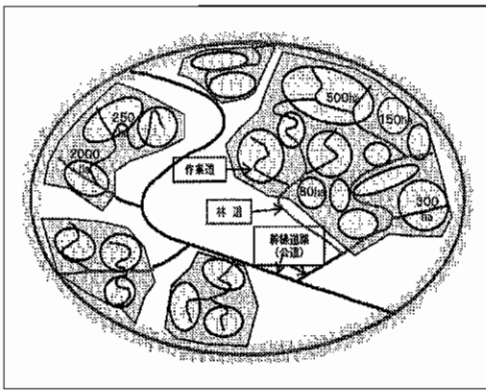
昨年十二月二十五日、農林水産省は「森林・林業再生プラン」を公表した。同プランは、「今後十年間を用途に、路網の整備、森林施業の集約化及び必要な人材育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し、我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針として作成」された(林野庁ホームページより)。

去る平成十九年七月民主党は「森と里の再生プラン」を策定し、政権獲得が実現した暁には持続可能な森林経営や木材加工業の活性化を進め、地域再生と雇用拡大につながる」と発表した。今回の「再生プラン」は、その流れを受けて内容を整理、拡充したものと云えそうである。

具体的には、①森林の有する多

面的機能の持続的発揮、②林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生、③木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献、この三点を基本理念として、十年後に木材自給率を五〇%以上、年間の生産量を四〇五、〇〇〇万 m^3 (現状自給率二四%、生産量一、八〇〇万 m^3)にすることを、そのために経営技術の高度化、人材育成、加工・流通構造の改革や木材利用の拡大、さらに制度面

図 検討している集約化施業のイメージ



の改革を進めることとしている。各々の課題については、平成二十三年度予算要求に向けて対応策を検討していくほか、課題によっては二十二年度中に対応策をとりまとめ、順次実施するとしている。また制度改革に関しては、今年末には最終とりまとめを行い、新しい森林・林業基本計画の素案策定に反映させるとしている。

同プラン遂行のための体制としては、農林水産省内に農林水産大臣を本部長とする「森林・林業再生プラン推進本部」を設置、その下に制度面、実践面それぞれの具体的な対策の検討を行うために、五つの検討委員会を置いている。

各検討委員会の構成員は、林野庁の関係各課の長に加え、外部委員として全国の大学・研究所の教授・研究者、地方自治体・森林組合の首長・職員、林業・林産業従事者等が委員として委嘱されている。また各委員会の会合には、ドイツの林業システムとわが国林業の比較研究を行った(株)富士通総研

経済研究所主任研究員、内閣官房
国家戦略室内閣審議官の梶山憲司
氏が同席することとなっている。

なお総勢五十名の外部委員のうち、四名が岩手県から選ばれている。制度関係の委員兼座長に岩手
大学農学部教授岡田秀二氏、路網・
作業システム関係に同教授澤口勇
雄氏、国産材の加工・流通関係に
住田町長多田欣一氏、さらに当N
J素流協の高橋常務理事も加工・
流通関係に加わっていることは前
号でご紹介した通りである。

各検討委員会の名称と検討事項
は次の通り。

①森林・林業基本政策検討委員会

森林計画制度の見直しや補助金・
予算の見直しなど、森林・林業再生
プランに掲げている制度面の課題
への対応について検討。

②路網・作業システム検討委員会

地域の条件に応じた路網作設技
術の確立や先進的な林業機械の導
入など、森林整備や木材生産の効
率化に必要な路網・作業システ
ムを確立するための具体的な対策

について検討。

③森林組合改革・林業事業体育成検討委員会

地域の森林管理の主体としての
森林組合の役割の明確化や生産性
の高い林業事業体の育成のための
具体的な対策等について検討。

④人材育成検討委員会

人材育成マスタープランの作成
を始め、日本型フォレスター(※)
等の技術者や路網作設オペレーター
等技能者の育成のあり方や活用方
法等について検討。

※フォレスターII市町村の森林整
備計画策定等において行政を補助
したり、森林所有者の経営指導や
森林施業計画の作成を支援する者
として想定されている。海外では
公務員や有資格者がこれらの業務
にあたっている。

⑤国産材の加工・流通・利用検討委員会

国産材の加工・流通構造や木材利
用の拡大など森林資源の活用を進
めるための対策の検討。
各検討委員会の会合は、二月初
めから東京にて順次開催されてお

り、委員会に提出された資料や委
員の意見の概要は林野庁ホームペ
ジで公開されている。

ちなみにトップをきって二月一
日に開催された路網・作業システ
ム委員会では、森林の現況や路網
作設に関わる技術的課題、これま
での取組み状況等が資料として提
出されたが、その中で、路網整備
の現況・課題として次の各点が示
された。

◎作業道等の規格区分が不明瞭で
技術普及等に支障◎作業道等作設
技術が各地で発展、一方で、各地
の条件に応じた普及の必要◎崩れ
にくい路網作設のさらなる技術向
上◎利用間伐を主眼とした路網計
画が必要◎路網整備の加速化に伴
い作業道等が展開した場合の維持
管理が必要(公共、共同施設)

一方、委員からは次のような意
見が出されている。

◎土質、地形等の諸条件や経営の
考え方に応じた適切な道づくりを
普及するための議論を行う必要が
ある。◎路網の分類と規格、区分

が必ずしも明確になっていない中
で、使用する機械や作業の目的な
どを踏まえた用語の共通化や整理
が不可欠である。◎将来を見据え
たそれぞれの作業システムの中で
の路網の役割などを整理すべき。

これを見ると、今はまだ路網整
備の基本的な取組み姿勢を調整す
る段階であって、全国的な普及に
至るまでには、今後相当量の作業
が必要であることがうかがえる。

なお今回の資料には路網作設に
関する数値目標は示されていない
が、巻末に「路網整備と施業集約
化のイメージ」として、「ヘクター
ル当たり二〇〇メートルの作業路
を入れた場合、車輛系林業機械を
活用してグラップルのみによる集
材が可能」として、一つのモデル
図が示されているので転載する(図)。

今後各検討委員会には必要に応じ
て会合を重ね、今年六月には推進
本部としての中間とりまとめを行
う模様である。プランの立案状況
など、新しい情報が得られれば本
誌でもご紹介していく。

二次補正事業『先進林業機械導入・オペレーター養成促進緊急対策事業』の概要

政府は「森林・林業再生プラン」を公表し、路網・作業システムを整備や人材の育成をすすめることにより、木材自給率を十年後までに五〇％に引き上げるとしています。

そのための一つの施策として、第二次補正予算で「先進林業機械導入・オペレーター養成促進緊急対策事業」が創設されました。

事業内容は大きく二つの項目に分かれています。その概要を紹介しましょう。

1 先進林業機械の導入・改良等

現在の我が国の高性能林業機械は、建設用重機をベースマシンとしたものであり、その機能は走行性や安定性等において課題があり、林業用ベースマシーンを使った機械が求められています。

この項目では、北欧等で使われているものや現在わが国で開発中とされる林業用ベースマシーンを

使った機械を、日本の傾斜条件的に不利な林地で使用し、その適合性の検討や改良を加えたり、新しい作業システムを実証、構築するものです。

導入台数約十台、総事業費約八億円が見込まれています。

この事業実施は、事業者が機械メーカーや機械販売会社、研究機関等と連携・協力して進めることとなります。

2 路網作設オペレーターの養成等

路網を作設するオペレーター等を育成する事業で、研修と実習施工があります。

研修は、初級オペレーター養成、指導助手の養成、指導者の養成の三コースがあり、初級オペレーター養成は全国で千名の養成を計画し、各地区等で五十人程度を対象に講師を派遣して行われる予定です。

また、指導助手は、全国で二百

名を目標に養成し、十箇所程度のブロックに分けて行われます。

更に、指導者は、全国で五十名を目標に行われ、一箇所集合しての研修がなされる予定です。

研修の受講資格は現在のところ特に定まっておらず、受講者の技術や経験の程度によると説明されています。

また、実習施工は、初級オペレーター研修の修了者が地元に戻って路網作設の実習を行う場合、一人あたり五〇〇m、二、〇〇〇円/m以内（限度一〇〇万円）の助成がなされるとされています。

事業費は、研修が約二億円、実習施工が約一〇億円となっています。

トピックス

公共建築物木材利用促進法案の概要

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(案)」が三月上旬閣議決定、六月頃成立を目標して国会で議論されています。

その内容を農林水産大臣が公表したので、概要を紹介します。

▽低層公共建築物を全て木造化

二〜三階建ての「低層公共建築物を一〇〇％木造化」するとしています。それによって、現在七・五％である公共建築物の木造化率を、三倍以上の二〇〜三〇％に引き上げたいとしています。

その建築物への木材を供給する木材製造業者を、当初、登録制度によるとしています。登録制度では供給能力などが登録基準となり、大企業優先、中小企業切捨てが懸念されるため、認証制度に改め、事業規模の大小にとらわれずに意欲的な業者が参画できるようにしました。

国が木造建築物に係る技術基準を整備して自らが率先垂範して利用し、地方公共団体へも積極的に普及を進めることによって、直接的には公共建築物等の木材利用の拡大を図り、間接的效果として一般建築物における木材利用を促進するとしています。

合法木材の生産を！

伐採届適合通知書や保安林伐採許可書を受取ってから伐採しなければ合法木材とはなりません。それらの写しを備えてください。

①保安林の場合↓都道府県知事からの伐採許可書の写し

②森林施業計画を作っている民有林の場合↓施業計画認定書の写し

③その他の民有林の場合↓市町村へ提出した伐採届（適合通知書）の写し

④国有林の場合↓売買契約書の写し

一葉 労働災害防止のために(2)

▽災害ゼロから危険ゼロへ

労働安全とは単に災害がないことではなく、作業での危険が無いということなのです。

即ち、労働災害防止とは、その原因となる危険要因を減らすことによって、労働災害を減らすという事です。

その効果的な方法が「リスクアセスメント」です。

リスクアセスメントとは、作業などの程度のリスクがあるかをリンク付けし、事前に評価することです。

事業者は、法令によりリスクアセスメントの実施に努めなければならぬとされています。

リスクアセスメントの利点として、表のような項目があげられています。

▽リスクアセスメントと危険予知 (KY) 活動との違い

作業現場では従来から「KY活動」が実施されてきています。

表 リスクアセスメントの利点

- ①現場でのリスク全体像が明確になる。
- ②リスクの洗い出しに見落としがない。
- ③全員がリスクを共有でき、重要性の認識ができる。
- ④安全対策の順位付けができる。
- ⑤コストと効果の面から有効な対策が実施できる。
- ⑥守るべき事項が明確になる。
- ⑦記録することにより、作業方法や技能などが伝承される。

KY活動をやっているからリスクアセスメントはやらなくてもよいというものではありません。

KY活動は毎日或いは作業の都度、危険について話し合い、すぐ実践できる作業対策を実施する活動です。

それ故、KY活動を実施している作業者は、危険に対する鋭い感受性と、具体的な危険要因を把握する力が磨かれています。

リスクアセスメントは、定期的に見直しなどを行っていくことであり、そのときの重要なポイントは、いかにして危険要因を洗い出すかということです。

普段からのKY活動を通じて高められた危険要因を把握する力が、リスクアセスメントの際に大いに活かされてきます。

このようにKY活動とリスクアセスメントは災害ゼロの職場づくりにとって車の両輪であるといえます。

▽リスクをお互いに感じ合える職場づくり

いかなる作業においても、リスクをゼロにすることは不可能ではありません。

事業者の全員がお互いに作業現場でのリスクを常に感じ合っていることが労働安全を確保する上で最も重要なこととなります。

事業者も作業者も全員が、「リスクをゼロにすることは不可能である」という共通認識をもち、お互いが信頼し、危険について自由に話し合える職場の雰囲気づくりが、労働災害の無い職場づくりのために非常に重要なことなのです。

冗談欄 痩せ我慢県民

東京の気象情報協会が実施した「全国寒がり度調査」の結果が発表された。

ベストファイブに秋田県や山形県北海道宮城県が入っているのは理解できる。

意外なのが、岩手県が沖縄や九州各県よりも低く、最下位となっていることである。

岩手県民は遺伝子が違うのかそれとも痩せ我慢が強いのか。

朝の気温と、着ている服装の枚数や身につけている手袋マフラーなど小物の数の関係から、気温が同じと仮定した場合の順位である。

「寒さに負けぬ岩手県民」の面目躍如であると言いたいだが、「衣類も買えぬ貧乏県民」とは言われたくない。

プロレスラーアニマル坂口よろしく「気合だー気合だー気合だー」で寒さも不景気も吹き飛ばしたい。

平成22年2月分の販売実績

- 1 合板用出荷量を前月と比較すると、スギが約1,890m³増加、カラマツが約110m³増加、アカマツが約580m³増加し、全体では約2,590m³増加している。昨年同月と比較すると、スギが約4,960m³増加、カラマツが約910m³増加、アカマツは約440m³増加し、全体では約6,310m³増加している。工場別では、ホクヨープライウッドが前月比較で約4,490m³増加、昨年同月比較では約7,620m³増加、北日本プライウッドは前月比較では1,900m³減少、昨年同月比較では約850m³増加となっている。これら増減の主原因は、工場側の受入調整によると考えられる。石巻2工場への出荷はなかった。なお、これら合板用出荷量のうちシステム販売取扱量は前月より約320m³増加している。
- 2 その他(合板用以外)の出荷量は前月より約1,470m³増加、昨年同月より約2,410m³増加している。
- 3 今年度の年間計画量に対する11ヶ月あたりの累積出荷量の割合(目標達成率)を92%とすると、今月の合板用出荷及び全体出荷は今年度計画数量を13~14%上回る進捗状況となっている。

(m³, %)

樹種	長級	販売先				計	累計		
		合板用			その他		合板用	その他	計
		ホクヨープライウッド(株)	北日本プライウッド(株)	セイホク(株)、西北プライ(株)					
スギ	2.0	4,787	1,899		6,686		58,643		
	4.0	3,968	1,153		5,121		36,700		
	計	8,755	3,052		11,807	2,495	(8,388)	50.8	9,832
カラマツ	2.0	3,418	1,453		4,871		55,811		
	4.0	1,252	1,167		2,419		30,693		
	計	4,670	2,620		7,290	537	(4,355)	46.1	1,302
アカマツ	2.0	1,131			1,131		5,209		
	4.0	145			145		561		
	計	1,277			(0)	0	(450)	3.1	74
その他針広葉樹									710
合計					(941)	3,155	[0]	100.0	12,684
目標達成率							113.0		126.8
計画量		14,701	5,672		20,374		166,000		10,000
									176,000

長級2.0には2.1を含む、()はシステム販売取扱量(内数)、[]はストックヤードからの出荷量(内数)

落穂拾い

政府は、十年後の二〇二〇年までに木材自給率を五〇%にするとしている。現在(平成十九年時点)、わが国の木材(用材)生産量は、一、八六三万m³で自給率が二二・六%である。それは十年後の木材需要量ほどの位かという、近年の木材需給の趨勢から八千万m³から一億m³の間と見るのが妥当だと思ふ。木材自給率を五〇%に上げるには、現在の年間木材生産量に対しておおよそ二・五倍の国産材、約四、六五〇万m³を供給しなければならぬ。逆に言えば、それだけの量の需要を喚起しなければならぬのである。

さて一方、平成十九年におけるわが国の木材総供給量は八、三九〇万m³で、このうち製材用材が三、〇四五万m³(国内生産一、二〇〇万m³、輸入一、八四五万m³)、チップ用材・パルプが三、七一〇万m³(国内生産四六七万m³、輸入三、二四三万m³)、合板用・その他用材が一、四七八万m³(国内生産一九七万m³、輸入一、二八一m³)等となっている。これら数値の輸入の部分を少し細かく見てみると、製材用材の輸入については製材品が一、一六五万m³(六三%)、丸太六八〇万m³(三七%)で、チップ用材・パルプについては丸太輸

入がほとんどなくて、木材チップ二、五七〇万m³、木材パルプ六八〇万m³という半製品の形で輸入されている。合板用材・その他用材の中の合板用材は九六三万m³のうち丸太が三六〇万m³(三七%)、製品合板が六〇三万m³(六三%)であり、その他用材(三一八万m³)についてはそのほとんどが製品の形で輸入されている。

木材自給率を上げるといふことは、外国から輸入する丸太や木材製品・半製品にかえて国産材を原料とした製品に転換するということである。それはわが国の木材需給構造を十年という短い期間内で大変革するということを意味する。確かに国内の森林資源は量的には増大を続けており、蓄積的ポテンシャルはあると言つてもよいであろう。だが仮に山元の木材生産能力があるとすると、二・五倍に増える国産材の流通と供給を引き受ける体制ができるのかということがある。政府は、「だから森林・林業再生プランを早急に樹立して、その着実な実行によつて木材自給率五〇%を達成するのである」と言うであろう。

森林・林業・木材産業において久々と言うか、否、これまでになかったような壮大な構想の実現を衷心から期待したいものである。